

# 皆さんの協力で不法投棄をなくしましょう！



ポイ捨て



指定集積所以外へのごみ出し



粗大ごみ等の不法投棄

## 概要

不法投棄は、決められた処分先以外に廃棄物を投棄することを指します。生活環境の保全及び公衆衛生の向上等の理由から法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されていて、ポイ捨て等の軽微な不法投棄も違反行為に当たります。御前崎市をきれいで住みやすいまちにする為、皆さんの監視で不法投棄をなくしましょう！

### 過去に市内で発生した不法投棄の事例

- 個人の宅地への空き缶等のポイ捨て
- 山林への粗大ごみの不法投棄
- 河川敷への廃品タイヤの不法投棄
- 市有地への廃家電の不法投棄
- 集積所への区域外のごみの混入
- 水路への家庭ごみ等のポイ捨て

## 罰則規定

**5年以下の懲役、1千万円以下の罰金 ※法人の場合、3億円以下の罰金**

### 不法投棄を見つけた場合

- 不法投棄を発見した場合には、警察に通報をしましょう。
- また不法投棄をされた場合且つ犯人が見つからない場合には、土地所有者の責任でごみを片付けなければなりません。自分の土地に不法投棄をされないように、看板・防止ネット設置等の対策を講じ、日頃から綺麗な状態を保ちましょう。対策について、ご興味のある方は、市環境課までご相談ください。

お問い合わせ

御前崎市役所 環境課

TEL.0537-85-1162 E-mail.kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp

御前崎市 不法投棄

